

## 2022 年度 J-STAGE ジャーナルコンサルティング ミニセミナー Q & A まとめ

2022 年度 J-STAGE ジャーナルコンサルティング ミニセミナー（第 1 回～第 4 回）において、参加者から寄せられた質疑応答の一部を抜粋してまとめています。

### ◆ オープンアクセス

※ ジャーナルのオープンアクセス化に関するくわしい情報については、下記の資料もご覧ください。

『J-STAGE 掲載ジャーナルのためのオープンアクセスガイド』

[https://www.jstage.jst.go.jp/static/files/ja/pub\\_openAccessGuide.pdf](https://www.jstage.jst.go.jp/static/files/ja/pub_openAccessGuide.pdf)

質 問	回 答
オープンアクセスの種類としてグリーン OA があるにもかかわらず、J-STAGE はゴールド OA をもとめているようであるのはなぜか？	グリーン OA は機関リポジトリなどによる OA であり、電子ジャーナルのプラットフォームである J-STAGE により実現する OA はオープンアクセス誌による OA であるゴールド OA (あるいはダイヤモンド OA) になる。
オープンアクセス誌の定義はそれぞれの機関や国が決めるものであって、一般的な合意はないと考えていいのか？	オープンアクセスの種類・定義はさまざまであって、それぞれの機関や国が決めていいる。そのなかで、そのなかで、欧州ではゴールド OA が主流となっている。オープンアクセス誌の定義に関しては、オープンアクセス誌のベンチマークである DOAJ の定義（収載要件）が一般的な合意と考えられており、J-STAGE もそれに準じている。
「ハイブリッドオープンアクセス誌」とは、何と何のハイブリッドなのか？	購読料があるが、著者が APC を支払うことによりその論文をオープンアクセス論文とするというジャーナル。つまり、購読誌とオープンアクセス誌のハイブリッド。海外の大手出版社が発行している購読誌は、実際にはその大部分はハイブリッドオープンアクセス誌である。

質問	回答
<p>オープンアクセス誌に転換する際に、すでに出版・公開されている論文について CC ライセンスを付与する必要はあるか？</p>	<p>オープンアクセス誌に転換するにあたり、すでに出版・公開されている論文について CC ライセンスを付与してオープンアクセス論文とする必要はない。オープンアクセス誌となった時点以降に出版・公開された論文が CC ライセンスを付与してオープンアクセス論文となっていればよく、DOAJ の申請においても問題はない。すでに出版・公開されている論文についてオープンアクセス論文とするのは、著作権者あるいは著者の許諾・連絡が必要であったり手間がかかったりするので、どうするかはジャーナルの判断になる。</p>
<p>認証のある論文とフリーアクセスの論文が混ざっているジャーナルにおいて、それらの論文に CC ライセンスを付与することで、オープンアクセス誌にはならないのか？</p>	<p>認証のある論文に CC ライセンスを付与するのは、認証と CC ライセンスが矛盾するので不可。フリーアクセスの論文に CC ライセンスを付与することによってその論文はオープンアクセス論文となるが、ジャーナルにおいてオープンアクセス論文と非オープンアクセス論文が混ざっている状態になるので、ジャーナルはオープンアクセス誌にはならない。</p>
<p>J-STAGE においてオープンアクセスの表示をするのに、なにか申請などが必要か？</p>	<p>J-STAGE におけるオープンアクセスの要件・定義を満たしていれば、とくに申請などは必要ない。</p>
<p>3 年間の認証設定ののちフリーアクセスとして公開しているが、このフリーアクセスでの公開の際に CC ライセンスを付与して公開することは可能か？</p>	<p>もちろん可能。出版から 3 年後に認証設定を解除しフリーアクセスとする際に CC ライセンスを適切に表示することにより、その論文は、その時点でオープンアクセス論文となる。ただし、ジャーナルがオープンアクセス誌になったわけではない。なお、J-STAGE では認証期間は 24 ヶ月以内とすることを推奨している。</p>

質問	回答
J-STAGE ではエンバーゴを適用しているジャーナルはオープンアクセス誌とはみなしていないのか？	オープンアクセス誌のベンチマークである DOAJ の定義（収載要件）に準じて、エンバーゴなしに即時公開されるジャーナルをオープンアクセス誌としている。ブダペスト・オープンアクセス・イニシアティブでのオープンアクセスの定義も同様である。
J-STAGE においてエンバーゴの設定されているジャーナルは「フリーアクセス誌」なのか？ エンバーゴののち公開する際に CC ライセンスを付与するのは可能か？	エンバーゴの設定されているジャーナルは「フリーアクセス誌」になる。エンバーゴののち公開する際に CC ライセンスを付与するのはもちろん可能で、その論文は「オープンアクセス論文」となるが、ジャーナルが「オープンアクセス誌」になるわけではない。
発行から一定の期間ののちオープンアクセスとなるジャーナルもあるとする一方、エンバーゴのあるジャーナルはオープンアクセス誌としないという点がよく理解できないか？	発行から一定の期間ののちオープンアクセスとなるジャーナルもあるが、こういったジャーナルは、エンバーゴのあるジャーナルと同じく、オープンアクセス誌ではない。あくまで、掲載された論文が発行から一定の期間ののちオープンアクセス論文になったものである。
CC ライセンスに代えて独自のポリシーを設け、それに準じてオープンアクセスであると主張することは可能か？	CC ライセンスは学術情報におけるオープンアクセス化において国際的にデファクトスタンダードになっているので、CC ライセンスを用いるのが一般的で問題が生じえないと考えている。

◆ CC ライセンス

※ CC ライセンス全般に関するくわしい情報については、クリエイティブ・コモンズ・ジャパンのウェブサイトもご覧ください。

クリエイティブ・コモンズ・ジャパン “FAQ よくある質問と回答”

<https://creativecommons.jp/faq/>

質問	回答
<p>CC ライセンスを付与するとき、これから発行される巻号から付与が可能になるのか？ さかのぼって付与することは可能か？ さかのぼる場合、特定の巻号から付与することは可能か？</p>	<p>CC ライセンスは巻号単位ではなく、論文（コンテンツ）ごとに付与される。CC ライセンスの付与について投稿規約などが整備されたのち投稿された論文から付与することが可能で、切り替えの前後にはひとつの巻号で CC ライセンスを付与した論文と付与していない論文が混ざることありうるし、ある巻号でいちどに切り替えるような運用も可能であろう。また、CC ライセンスは著作権保持者が付与するものであり過去に公開したものについてあとから付与することも可能なので、たとえば、学会が論文の著作権を保持しているジャーナルであれば、学会の判断にて、すでに出版済みの巻号についても CC ライセンスを付与することができる。ただし、その場合も、著作者に連絡のうえ実施することが望ましいと考えている。</p>
<p>すでに出版・公開されている論文について CC ライセンスを付与するとしたとき、論文の本文（論文 PDF）ひとつひとつに CC ライセンスを表示するのはむずかしい、必須なのか？</p>	<p>JST としては、論文の本文（論文 PDF）にも CC ライセンスを表示してほしいと申し上げている。最終的にはジャーナルの判断になる。J-STAGE ウェブサイトの書誌情報には、かならず CC ライセンスを表示すべき。</p>
<p>論文の本文（論文 PDF）における CC ライセンスの表示について、アイコンと表記の両方が必要か？</p>	<p>両方の表記が望ましい。</p>

質問	回答
<p>同じジャーナルで巻号ごとに異なる CC ライセンスを付与することは可能か？ そのことで、J-STAGE への登載あるいは DOAJ への申請などに不都合は生じるか？</p>	<p>CC ライセンスは論文ごとに付与することができるので、巻号ごとに異なる CC ライセンスを付与することは可能。ただしそのことを Web サイトなどで明確に示す必要がある。特集号のみ異なる CC ライセンスを付与するといった場合は、投稿を募集する際にそのことを明示しなければならない。J-STAGE への登載あるいは DOAJ への申請などに不都合を生じることはない。</p>
<p>「著作権者の意に沿わない二次利用」とはどのような場面をさしているのか？ CC ライセンスを付与せずにフリーアクセスのまま運用したために発生した損失など、具体的な事例はあるか？</p>	<p>たとえば、商業利用をしてほしくない、改変のうえでの利用をしてほしくないといった著作権者の意思があるとして、それに反するような利用をさしている。具体的に CC ライセンスを付与しなかったためそういった事態が生じた事例は聞き及んでいないが、CC ライセンスを付与することにより事態が生じた事例をかなり防ぐことができると考えている。</p>
<p>J-STAGE のオープンアクセス誌において、学会が著作権をもつジャーナルでは CC BY-NC-ND を付与するジャーナルがもっとも多いとのことだが、その理由は？</p>	<p>学会が著作権収入を得るうえでは、学会が著作権を保持したほうが手続き的に利便性が高いこと、また、そうしたジャーナルは営利目的での利用に対し利用料を請求できる CC BY-NC や NC-ND を採用する傾向にあることから、学会が著作権を保持している場合には CC BY-NC-ND を選択するケースが多いものと思われる。</p>
<p>NC をふくまない CC ライセンスを付与することにより著作権処理がほぼなくなることだが、そのとき、著作権管理団体と契約しているときにはどうということになるのか？</p>	<p>著作権処理がほぼなくなったとしたとき、著作権管理団体とそのまま契約しつづけるか、その必要があるか、ジャーナルとして検討すべきと思われる。</p>
<p>CC ライセンスの付与にあたり必要な手続き、たとえば講習の受講などはあるか？</p>	<p>一切ない。クリエイティブ・コモンズ（ジャパン）などへの申請や通知など、講習の受講などもふくめ、特別な手続きなしで著作権者の意思により付与できる。</p>

質問	回答
CC ライセンスを付与した際に、J-STAGE への申請は必要か？	申請は不要。ただし、CC ライセンスの付与について投稿規程に明記すること、J-STAGE の書誌ページにて CC ライセンスを明示すること、論文 PDF にて CC ライセンスを明示すること、の3つが必要となる。
著者が著作権を保持しているジャーナルにおいて、著者が CC ライセンスの付与を承諾しない場合はどうすればよいか？	投稿規程にて CC ライセンスの付与について明記してあれば、著者はそれに同意のもと投稿したことになる、CC ライセンスの付与が可能になる。
論文ごとに異なる CC ライセンス付与が可能とのことだが、投稿規程では複数から選択できるように記載するということか？	論文ごとに異なる CC ライセンスを付与する場合は、投稿規程もそれに沿ったかたちで記載する必要がある。
中国や韓国にて翻訳出版（商業的学術出版）されるような場合、CC BY とすると、そういった海外の出版社は著者の許諾なしに翻訳出版が可能になるのか？	CC BY を付与した論文はクレジットを明示すれば改変および商業利用が可能なので、著作権者の許諾なく商業的な翻訳出版が可能である。それを防ぎたいなら、ND あるいは/および NC をふくむ CC ライセンスを付与すればよい。
CC ライセンスにおける ND(改変禁止)は、論文の一部の図だけを転載することを禁止するか？	ND（改変禁止）では、一部あるいは全部、また、本文・図表を問わず、改変をとまなわない転載（二次利用）はクレジットの表示を条件として著作権者の許諾なしに自由に認められる。

◆ DOAJ

※ DOAJ 全般に関するくわしい情報については、DOAJ のウェブサイトもご覧ください。

DOAJ “FAQs”

<https://doaj.org/docs/faq/>

質問	回答
DOAJ 掲載の基本要件の中で、「どこからでもアクセスできる、専用の URL をもつ Web サイト」とあるが、これは J-STAGE ページに掲載されていれば要件を満たしているという理解で問題ないか？	認識のとおりで問題ない。

◆ ジャーナルコンサルティング

質問	回答
和文誌で比較的小規模な学会誌であると、ジャーナルコンサルティングの対象とはならないのか？	学会の規模で採択を判断することはない。むしろ意欲があり体制が整っているかが判断の材料となる。ただし、和文誌を対象としたコンサルティングの継続については見直しがある可能性がある。
来年度のジャーナルコンサルティングにおいて、どれくらいの確率で採択されるのか？	現時点で来年度のジャーナルコンサルティングの詳細については確定していないが、今年度と同様との前提で回答するとしても、採択できる数に対しどのくらいの申し込みがあるのか想定できないため、なんともわからない。

◆ その他

質問	回答
JST にて出版権設定契約書・著作権譲渡契約書のひな形作成を検討しているとのことだが、ジャーナルにはどのように配布されるのか？	出版権設定契約書・著作権譲渡契約書のひな形だけでなく、標準ドキュメントとして、ジャーナルの質向上に役立つようなドキュメントを準備し J-STAGE ウェブサイトから公開することを検討している。
著者との著作権譲渡契約書を取り交わしは必須なのか？ 投稿規程に著作権はジャーナルに移転されるむね明記するだけでは不十分なのか？	JST としては、財産の移譲であるので、著作権譲渡契約書を取り交わすことが望ましいと考えている。最終的にはジャーナルの判断になる。
著者と著作権譲渡契約書を取り交わすのは投稿時になるのか？	論文の出版が確定した受理時（アクセプト時）が望ましいとは考えているが、ジャーナルの方針・運用による。
編集委員会の名簿を投稿規程のなかにふくめる必要があるのか？	投稿規程にふくめるのではなく、それとはべつに、ジャーナルのウェブサイトに編集委員会の名簿を公開する必要がある。

© 2023 Japan Science and Technology Agency



この文書はクリエイティブ・コモンズ[表示 4.0 国際]ライセンスの下に提供されています。

<https://creativecommons.org/licenses/by/4.0/deed.ja>